

■災害特例措置の実施内容（注１）
東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

（令和７年４月１日現在）

災害名	実施内容	取扱期間	備考
令和７年３月23日に発生した林野火災に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年３月26日まで（お申込受付分）	当災害は、愛媛県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和７年岩手県大船渡市における大規模火災に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年２月27日まで（お申込受付分）	当災害は、岩手県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和７年２月17日からの日本海側を中心とした大雪に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年２月24日まで（お申込受付分）	当災害は、青森県及び新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年２月12日まで（お申込受付分）	当災害は、埼玉県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和７年２月４日からの大雪に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年２月９日まで（お申込受付分）	当災害は、福島県及び新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和６年12月28日からの大雪に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年１月７日まで（お申込受付分）	当災害は、青森県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和６年11月８日からの大雨に関する災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和７年11月10日まで（お申込受付分）	当災害は、鹿児島県で災害救助法が適用された災害を指します。
低気圧と前線による大雨に伴う災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和７年９月30日まで（お申込受付分）	当災害は、石川県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4％引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども３人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8％引き下げ）	令和７年４月29日まで（ご融資実行分）	貸付利率の引き下げは、石川県輪島市に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
令和６年台風第10号に伴う災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和７年９月30日まで（お申込受付分）	当災害は、神奈川県、静岡県、岐阜県、愛知県、福岡県、大分県、宮崎県及び鹿児島県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和６年７月25日からの大雨	①年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年３月10日まで（ご融資実行分）	当災害は、秋田県及び山形県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4％引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども３人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8％引き下げ）		貸付利率の引き下げは、山形県最上郡鮭川村に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
令和６年７月９日からの大雨災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和７年７月10日まで（お申込受付分）	当災害は、島根県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和６年能登半島地震による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和７年９月30日まで（お申込受付分）	当災害は、新潟県、富山県、石川県及び福井県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4％引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども３人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8％引き下げ）	令和７年７月31日まで（ご融資実行分）	貸付利率の引き下げは、「令和６年能登半島地震による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧」（注２）に掲げる市町村の区域内に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
令和２年７月３日からの大雨による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年３月31日まで（ご融資実行分）（注５）	当災害は、山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び鹿児島県で災害救助法が適用された災害を指します。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4％引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども３人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8％引き下げ）		貸付利率の引き下げは、「令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧」（注３）に掲げる市町村の区域内に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
東日本大震災	①年収（所得）制限の一部緩和：子供２人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和８年３月31日まで（ご融資実行分）（注５）	岩手県、宮城県沿岸部（注４）または福島県に居住されている方又は被災時に居住されていた方がご利用いただけます。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4％引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども３人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8％引き下げ）		

（注１）り災証明書等により住居被害の状況（全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害）又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。

（注２）令和６年能登半島地震による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧

- 新潟県（14市町）
：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町
■富山県（13市町村）
：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町
■石川県（17市町）
：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町
■福井県（３市）
：福井市、あわら市、坂井市
【４県47市町村】

（注３）令和２年７月３日からの大雨による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧

- 山形県（31市町村）
：山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町
■長野県（14市町村）
：松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡壳木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町
■岐阜県（６市）
：高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
■島根県（１市）
：江津市
■福岡県（４市）
：大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
■佐賀県（１市）
：鹿島市
■大分県（４市町）
：日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
■熊本県（26市町村）
：八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
■鹿児島県（11市町）
：阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町
【９県98市町村】

（注４）

- 岩手県（12市町村）
：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町
■宮城県（15市町）
：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
【２県27市町村】

（注５）令和７年度予算成立に伴い、取扱期間が令和８年３月31日までとなります。